

令和5年台風第7号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和5年台風第7号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法を適用することとする。

適用市町 (1市町)	適用日	被害の状況等	備考
香美町	8月15日	令和5年台風第7号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

3 その他

これまでに同様の理由により京都府(3市)が災害救助法適用済。